

1. 件名：ベンカン機工製管継手の不適切事象について
2. 日時：令和6年2月29日 14:00～15:00
3. 場所：原子力規制庁 2階大会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

渡邊上席監視指導官、志賀上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、高木
原子力規制専門員

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

平野主任監視指導官

原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。） 副長

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力設備グループ 担当課長 他1名

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力設備 課長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保守管理グループ マネージャー 他1名

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 運営グループ 課長 他1名

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力設備管理チーム 統括（課長）

関西電力株式会社

原子力事業本部 保守管理グループ チーフマネージャー 他3名

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力設備グループ 副長 他1名

四国電力株式会社

原子力部 設備保全グループ グループリーダー 他1名

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力設備グループ グループ長 他1名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 設備管理グループ 課長

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 室長代理

日本原燃株式会社

安全・品質本部 品質保証部 部付課長 他2名

5. 要旨

- (1) ATENAから、令和5年9月29日にJIS認証取り消しとなった株式会社ベンカン機工（以下「ベンカン機工」という。）製の管継手に関して、各原子力施設における当該不適切製品の納入状況及び影響評価結果の説明があった。

<納品状況>

過去10年間の納品状況を確認したところ、次のとおりであった。

- ・ J I S 要求の機械試験が未実施であったものが、計24件確認された。
- ・ J I S 要求はないが、ミルシートに機械試験の推定値を記載していたものが、計1,243件確認された。

<影響評価>

- ・ J I S 要求の機械試験が未実施であった24件については、製品強度の影響評価を実施した結果、所定の性能を確認できることから、対象製品の機能・性能は確保されていると考えられる。

<その他>

- ・ 過去10年以前に生産された製品については、ベンカン機工内において保管期限を過ぎ、記録が廃棄されており、不適切製品の納入状況について確認できなかったが、J I S 認証取得時から現在に至るまで製造方法及び使用材料等は製品性能に影響する変更がないことから、機能・性能は確保できていると評価している。

- (2) 原子力規制庁から、過去10年以前に生産された製品について、事業者自身の調査内容及び事業者のベンカン機工に対する調査内容を具体的にし、現状、可能な調査を全て実施した上で、上記<その他>のとおり評価している旨が分かるよう説明資料に追記することを求めた。

6. 資料

- ・ ベンカン機工の不適切事象について

以上